

指定短期入所生活介護事業所 みずうみ

指定介護予防短期入所生活介護事業所 みずうみ

契約書

社会福祉法人 松 風

様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人松風（以下「事業者」という。）とは、事業者が提供する指定短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービス（以下「指定短期入所生活介護サービス」という。）の利用に関して次のとおり契約を結びます。

#### （目的）

- 第1条 事業者は利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう各種サービスを提供します。
- 2 事業者は、短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービス提供にあたっては、利用者の要介護状態区分及び利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

#### （契約期間）

- 第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日とします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定等の有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 契約満了日の7日以上前までに利用者から書面による更新拒絶の申出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 3 認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定等の有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定等有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

#### （運営規程の概要）

- 第3条 事業者の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、サービスの内容等、従業員の勤務の体制等）は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

#### （短期入所生活介護計画の作成・変更）

- 第4条 事業者は、利用者が相当期間以上継続して入所する場合には、利用者の心身状況や希望およびそのおかれている環境を踏まえて、他の短期入所生活介護従業者と協議の上で速やかに、短期入所生活介護計画又は指定介護予防短期入所生活介護計画書（以下「短期入所生活介護計画」という。）を作成します。
- 2 短期入所生活介護計画には、短期入所生活介護の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。

- 3 短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合は、その内容にそって作成します。
- 4 事業者は、短期入所生活介護計画作成後も、当該計画の実施状況を把握し、利用者の希望にも配慮し、必要に応じて当該短期入所生活介護計画の変更を行います。また、居宅サービス計画（ケアプラン）に変更があった場合も同様です。
- 5 利用者は事業者に対し、いつでも短期入所生活介護計画の内容を変更するよう申出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がないときまたは変更が第1条の趣旨に反する場合を除き、利用者の希望に添うように計画を変更します。
- 6 事業者は、短期入所生活介護計画を作成または変更したときには、利用者および代理人（この契約上代理人がないときは利用者の家族）に対しその内容を説明し、利用者の同意をえます。

（利用者の短期入所生活介護サービス利用）

第5条 事業者が提供する短期入所生活介護サービスのうち、利用者が利用するサービスの具体的な内容は、短期入所生活介護サービス利用申込のつど、利用者と事業者との文書による合意により決めるものとします。

- 2 利用者が事業者の提供する短期入所生活介護サービスを受けようとする場合には、利用者は、利用を希望する期間の初日の2ヶ月前から、事業者に対して利用する期間を明示して申込みものとします。これに対して事業者は、居室が確保できないなど施設運営に著しい支障をきたさない限り、利用者の利用を断ることはできません。
- 3 事業者は、前項後段において利用者の利用を断る場合にあっては、利用者の利用する居宅介護支援事業者への連絡、その他適当な短期入所生活介護事業者の紹介等必要な措置を講じます。

（短期入所生活介護サービスの提供記録）

第6条 事業者は、利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日および介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。

- 2 事業者は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から2年間保存します。
- 3 利用者または代理人（この契約に代理人がないときは利用者の家族）は、事業者に対し、いつでも1項に規定する書面その他事業者が作成した利用者の短期入所生活介護サービスの提供に関する記録の閲覧および謄写を求めることができます。ただし、謄写に際して、事業者は利用者または代理人（この契約に代理人がない

ときは利用者の家族) に対して、実費相当額を請求できるものとします。

- 4 事業者は、利用者に対して、提供した短期入所生活介護サービスの内容を確認するために、毎月報告書を作成します。

(身体的拘束その他の行動制限)

第7条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しません。

- 2 事業者が利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。また、この場合事業者は、事前又は事後速やかに、利用者の後見人又は利用者の家族（甲に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人）に対し、利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

- 3 事業者が利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、前条第2項の施設サービスの提供に関する書類に次の事項を記載します。

- 一 利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
- 二 前項に基づく利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
- 三 前項に基づく利用者の後見人又は利用者の家族（利用者には後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人）に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

(苦情対応)

第8条 事業者は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、事業者が提供した短期入所生活介護サービスについて利用者及びその後見人、利用者の家族又は利用者の身元引受人から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

- 2 事業者は、利用者及びその後見人、利用者の家族又は利用者の身元引受人が苦情申し立て等を行ったことを理由として利用者に対し不利益な取扱いをすることはできません。

(財産保全・管理)

第9条 事業者は、利用者から金銭その他の財産について預ったり管理するよう依頼があっても原則としてお断りいたします。

(医療体制)

第10条 事業者は、配置の医師及び看護職員に常に利用者の健康状態に注意させ、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるよう誠意を持って指導します。

- 2 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに別紙重要事項説明書に記載する協力医療機関に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

(利用料金)

第11条 事業者が提供する短期入所生活介護サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

- 2 利用者は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を事業者に支払います。
- 3 事業者は、提供する短期入所生活介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料金を説明し、利用者の同意を得ます。
- 4 事業者は、経済的事情の変化その他やむを得ない事由がある場合、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 5 事業者は、介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合には、改定後の金額を適用するものとします。
- 6 事業者は、前4項、前5項の変更があった場合は、契約書に事前に通知するものとします。

(利用料金の支払方法等)

第12条 利用者は、短期入所生活介護サービス提供の対価として、重要事項説明書に定める利用料を、1ヶ月毎ごとに支払います。

- 2 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けたときは、利用者へ領収書を発行します。

(利用料の滞納)

第13条 利用者が事業者へ支払うべき利用料等を正当な理由なく3か月以上滞納した場合において、事業者が利用者に対して3週間以内に滞納額を支払うように催告したにもかかわらず、全額の支払がないとき、事業者は、全額の支払があるまで利用者の利用をお断りすることがあります。

(秘密保持)

第14条 事業者および事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する介護サービスの提供にあたって知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしません。

- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後在職中業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を正当な理由なく漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- 3 利用者は、事業者がサービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いることに同意します。事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

(契約の終了)

第15条 次の各号の一に該当するときは、この契約は終了します。

- 一 要介護認定更新において、利用者が自立と認定された場合。
- 二 利用者が死亡した場合。
- 三 第16条にもとづき利用者が契約解除を申し出た場合。
- 四 第17条第1項にもとづき契約の解除を通告し、予告期間が満了した場合。
- 五 第17条第2項にもとづき契約の解除を通告した場合。
- 六 利用者が他の短期入所生活介護施設と別契約を締結した場合。

(利用者の契約解除)

第16条 利用者は、現に短期入所生活介護サービスを利用中でない限り、いつでもこの契約を解除することができます。

(事業者の契約解除)

第17条 事業者は、次の各号に該当する場合においては、この契約を解除できます。ただし、事業者は30日間の予告期間をおくものとします。

- 一 第13条の利用停止にもかかわらず、滞納額全額の支払いがない場合。
  - 二 利用者が故意に法令や施設管理規程等に違反しあるいは重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込がない場合。
- 2 事業者は、次の各号に該当する湯合において、事態の回復が見込めないときは、即時にこの契約を解除できます。
- 一 伝染性疾患により他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ治療が必要である場合。
  - 二 利用者の行動が他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを予防できない場合。

(清算)

第18条 事業者が、短期入所生活介護に関して、利用者から事前に受領している利用料等があり、契約の中途解約等により清算の必要が生じた場合は、事業者はサービスの未給付分等必要な金額を速やかに利用者に返還します。

(サービスのチェック)

第19条 事業者は、自治体オンブスマンから調査の申し入れがあった場合は、事情聴取を受けることを拒絶せず、必要な資料の提供等協力を惜しみません。

2 民間または自治体のオンブスマンの発動が、利用者またはその家族の申し入れによるものであっても、事業者は利用者に対し、そのことをもっていかなる差別的取り扱いもいたしません。

(緊急時の対応)

第20条 事業者は、介護サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは救急入院等必要な措置が受けられるようにします。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第21条 事業者は、施設サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに関係各機関並びに利用者の後見人及び家族又は身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、事業者は速やかに利用者の損害を賠償します。ただし、事業者に故意、過失がない場合はこの限りではありません。

3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(合意管轄)

第22条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

第23条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、当事者間の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、利用者事業者各署名押印して1通ずつを保有します。

令和 年 月 日

利用者 住所  
氏名 印

代理人（選任した場合） 住所  
氏名 印

身元引受人 住所  
氏名 印

事業者 住所 静岡県浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日  
1148番地の2  
事業者名 社会福祉法人 松 風  
施設名 指定短期入所生活介護事業所 みずうみ  
指定介護予防短期入所生活介護事業所 みずうみ  
(事業所番号) 2278100231  
代表者名 理事長 松原 孝昌 印